

「安芸市子ども・若者計画(こども計画)策定業務プロポーザル」質問書 回答

No	質問事項	内容	回答
1	①公募型プロポーザル実施要領 8 参加申込 (4) 提出書類	「ウ 直近年度の国税(法人税及び消費税)、本社の属する都道府県税(事業税及び都道府県税)および市町村税の滞納がないことを証明する書類」につきましては、写しの提出で構いませんか。	国税・県税・市町村税の滞納がないことを証明する書類等につきましては、写しの提出で構いません。
2	②プロポーザル審査要領 3 審査委員会 (3) その他	プレゼンテーションの必要機材として、パソコンの他に「プロジェクター」「スクリーン」「HDMIケーブル」等が想定されますが、これらについても参加業者がそれぞれプレゼンテーション開始前に用意・セッティングするという認識で相違ないでしょうか。	審査委員会のプレゼンテーション会場(市役所2階大会議室)に、大型ディスプレイ画面とパソコンに接続するHDMIケーブルの設備がありますので、ご使用いただけます。また、「プロジェクター」「スクリーン」が別途必要でしたら、用意も可能です。セッティングの方は、市職員も協力はいたしますが、各業者様でお願いいたします。